税務訴訟資料 第260号-80 (順号11436)

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(○○)第● ●号、平成●●年(○○)第● ●号 法人税更正処分等取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者 • 国

平成22年5月13日棄却・不受理・確定

(第一審·福岡地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号、平成20年11月28日判決、本資料258号-232·順号11090)

(控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号、平成21年5月28日判決、本資料259号-103・順号11216)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項 所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実 誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しな い。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成22年5月13日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判宮 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判宮 白木 勇

当事者目録

上告人兼申立人 農事組合法人A組合

同代表者理事 甲

上告人兼申立人 農事組合法人B組合

同代表者理事 乙

上告人兼申立人 農事組合法人C組合

同代表者理事 丙

上告人兼申立人 農事組合法人D組合

同代表者理事 丁

上記4名訴訟代理人弁護士 錦織 淳ほか

被上告人兼相手方 国

 同代表者法務大臣
 千葉
 景子

 同指定代理人
 西川
 英之